


		x			


x /100 }

. x  
x

年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号								
決定年月日	年	月	日	決定理由	仮徴収額を決定しました。							
				仮徴収額	円							

保険料算定の基礎

前年度保険料額		仮徴収額
	×——	

※保険料は、記載の年金から特別徴収（天引き）となります（納入手続きは必要ありません）。今回の徴収額は、保険料が確定するまでの暫定の金額です。年間の保険料及び10月以降の保険料額については、7月に通知します。

\* 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、 年4月1日現在の後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

\*不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、山形県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。





後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書

山形県後期高齢者医療広域連合長 様

申請者住所 .....  
申請者氏名 .....  
被保険者との関係 .....

山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて後期高齢者医療保険料の徴収猶予を申請します。

記

1 被保険者等

氏名カナ			
氏 名			
住 所			
被保険者番号		電話番号	
世帯主氏名			
世帯主住所			

2 保険料の額等

納 期	保険料額	徴収猶予期間	備 考
合 計			

3 申請理由

.....
.....
.....
.....
.....
.....

年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料徴収猶予決定 (却下) 通知書

さきに申請がありました 年度分保険料の徴収猶予については、次のとおり決定 (却下) しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
徴収猶予決定年月日	年 月 日		
決定 (却下) 理由			
納 期	保険料額	徴収猶予期間	備 考
合 計			

不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告 (代表者は山形県後期高齢者医療広域連合長) として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書

年 月 日付で決定しました 年度分保険料の徴収猶予については、  
次のとおり取消しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

徴収猶予取消年月日	年 月 日	
取消理由		

納 期	保険料額	取消前徴収猶予期間	取消後納期限	備 考
合 計				

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は山形県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

様式第39号（第26条及び第27条関係）

年 月 日

山形県後期高齢者医療広域連合長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

後期高齢者医療保険料減免（徴収猶予）理由消滅申告書

年 月 日付けで決定がありました 年度分後期高齢者医療保険料の減免  
について、減免（徴収猶予）理由が消滅しましたので、山形県後期高齢者医療広域連合後  
期高齢者医療に関する条例第20条第3項（第19条第3項）の規定により申告します。

1 納付義務者

氏 名

住 所

2 消滅理由

後期高齢者医療保険料減免申請書

山形県後期高齢者医療広域連合長 様

申請者住所 .....

申請者氏名 .....

被保険者との関係 .....

山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり後期高齢者医療保険料の減免を申請します。

記

1 被保険者等

氏名カナ			
氏 名			
住 所			
被保険者番号		電話番号	
世帯主氏名			
世帯主住所			

2 保険料の額等


納 期	保険料額	納 期	保険料額
		合計保険料	

3 申請理由

.....
.....
.....
.....
.....

年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長 

後期高齢者医療保険料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり決定したので通知します。

氏名		年度区分	年度
		被保険者番号	
決定年月日	年 月 日	決定減免額	円
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円
減 免 理 由			

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、山形県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料減免却下通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり却下としたので通知します。

氏名			年度区分	年度
			被保険者番号	
決定年月日	年 月 日		決定減免額	円
減免前保険料額	円		減免後保険料額	円
減免却下理由				


不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、山形県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

年 月 日

様

山形県後期高齢者医療広域連合長 

## 後期高齢者医療保険料減免取消通知書

年 月 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり取消としたので通知します。

氏名			年度区分	年度
			被保険者番号	
決定年月日	年 月 日	決定減免額	円	
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円	
減免取消理由				

## 不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、山形県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。